

審議会等議事概要

平成22年度 第2回 滝川市都市計画審議会 議事概要

日 時	平成22年12月9日(木曜日)午前10時00分~午前11時40分
開催場所	滝川市役所 5階 庁議室
出席者	宮島忠幸会長、田端千裕副会長、太田康雄委員、細田光人委員、池田尚志委員、 井上正雄委員、田村 勇委員、山木 昇委員、小林 恵委員 事務局等：田村 弘市長、高橋賢司総括理事、大平正一部長、千葉 強室長、 湯浅芳和副主幹、田邊義明主査、東 忠司主任級技師
議 事	<p>1 開 会</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事務局長から本日は10名中 9名の委員が出席で審議会が成立したことを報告 <p>2 市長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市長から諮詢1件、報告1件が本日の主となるので、各委員に対してよろしくお願ひしたい旨あいさつがあった。 <p>3 会長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本日は諮詢、報告とあるが、各委員のご意見を資料とさせていただき、答申できるようよろしくお願ひしたい旨あいさつがあった。・ 会長のあいさつ終了後、市長が他の公務のため退席。 <p>4 報告第1号</p> <p>「滝川市都市計画マスターplan」(案)について 事務局)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 配布資料に基づき、「滝川市都市計画マスターplan」(案)について内容説明を行い、今後の進め方について報告。 <p>会 長)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 説明が終わった。前に1回報告されているが、何か質疑、意見等はないか。 <p>委 員)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 非常に立派にできているが、これから滝川だけを考えるのであれば方向性は良いと思うが、滝川は中空知の中核都市だから中核的立場の中で土地利用が重要で、その辺の視点がどのような形で示されてきたかである。やはり、道有地であるが畜産試験場跡地は土地725町歩あり、この関連が今、大きな構想的な滝川の発展、起爆剤になる要素がある。・ 滝川市の土地ではないが、その関連もどう押さえているのか、また、10年スパンで修正点などあればするとしているが、これだけ進み方が早い中で10年はいかがかと思う。その辺の柔軟性について、どういうふうに考えたのか。

会 長)

- ・ 質問に関連して話すが、今、委員が言われたように方向性が大事だと思う。
- ・ 中空知の中核都市は、昔から位置付けられて滝川は発展してきたわけだが、今言わされたことに加えまちづくりの中には、ここの町は商業が基本なのか、あるいは工業なのか、一次産業の農業なのかそういうことも将来見極めた上で土地利用なり、計画の区域の決定なりが今までの流れだった。
- ・ 昔、滝川市は、工業にも力を入れようということで、工業出荷額あるいは商業販売額というものが、ある程度設定された上で、土地の利用を決めたというのが流れとしてあった。要するに中空知の滝川という位置付けで何を目的としたか、商業なのか、観光なのか、一次産業なのかそう言った目的はあると思う。その狙いが、ここでは薄まったような形に見えるが、それを加えて説明願えればと思う。

委 員)

- ・ 自分で自分の手足をしばるような計画をしてはいけない。具体的に言えば農振地域の除外とかはものすごく町の発展と関係がある。
- ・ 東町は発展をしたが、これは白地だったからで、その関係で例えば、流通団地の周辺は白地にすべき。それでなければ、流通関連の都市開発はできないと言うことが叫ばれている。これは都市間戦争でもある。その辺の視点がどうなっているか。
- ・ 道路の関係だが、昔の停車場通り線という考え方方が今も残っていて、東滝川の方に向かっていく道路でも東滝川駅までの位置付けになっている。都市計画が動かない何の原因なのかと思う。その辺の視点を変えていくようなことを考えたのか道路の利用に関して、その辺についても聞きたい。

事務局)

- ・ 都市の活力をどう考えているかということだが、本編の28ページの5 - 3で都市の活力の状況や地域の活性化の実現を目指すということで方向性を考えている。
- ・ 滝川市の場合、具体的にどう行うかだが、4車線等の重要な幹線道路の活用を図るような土地利用をしていきたい。また、その中心市街地についても記載している。
- ・ 具体的に図面化しているのが39ページの土地の基本的な方針の中の(3)の中で今と同じような内容を記載し、それを受け46ページで説明している。先ほど来の集約化を図っていきながら、活力を創出するということで、環状線の部分の3丁目、西2号、12号バイパス、各種国道。
- ・ 4車線の国道の土地利用を大幅に一定程度土地利用ができるように緩和するところは緩和するというようなことで交通を主体とする交通の利便性を生かした土地利用を図りたいということである。
- ・ 商業地域の工業・農業・商業について、それぞれを生かさなければいけないという考え方である。
- ・ 具体的には、商業については13ページにもあるが、商業の売上高と店舗面積

があり、売上高が減少してきている。滝川市全体の売上高が減少してきている中で、店舗面積が増えてきているという状況がある。裏返してみれば、1m²あたりの売上高が減ってきているという状況に今滝川市としては陥っている状況があることを前提に平成18年の段階で19年に中心市街地活性化を計画の認定をとり、そのときに法律上の問題もあって大規模集約施設、床面積1万m²の床面積については滝川市として抑制を図っていくという考え方方に方向転換を図っているということ。

- ・今回の都市計画マスター・プランにおいては、4車線の幹線道路、国道等と、環状線、コンパクトタウンの3か所については、土地利用について柔軟な対応そういうような店舗が立地できるような形で1万m²ではないが、一定程度店舗が建てられるような形で進めていきながら集約していく考え方で都市づくりを進めていくことである。

会長)

- ・説明中だが、細かく説明を求めているのではなく、おおまかに滝川市都市計画としてはどういう方向性を見出そうとしているか。方向性を見出すためには施設が、道路が必要だということになる。都市計画は、面積何m²までという基本がなかったらイメージがない。こういうふうに決定し、道路をこう作る。まず目的があって初めて道路であろうと何であろうと必要となってくることだから委員が質問されているのは、滝川東滝川停線だと思う。
- ・東滝川停線は駅からどこまでというのは道道として決めている。市道で整備するよりも道道の方が滝川市としては、利益が多い。市が勝手に道道を決めるわけにはいかず、北海道が決めるわけである。滝川市及び東滝川の目標に向かっていくときにそれが必要なのかの説明を求めている。
- ・事細かに商業地域、工業がこうであるではなく、商業を基盤を持つというなら商業に力を入れた都市計画将来にしなければならないと言っている。先ほど言ったように昔は工業出荷額が300億だった。売買価格がいくらで、店舗面積がこれくらい必要で、そして商業面積がこれくらい必要であり、そのためにはこれくらいの大店舗が必要である、ということを出して決定した。そういう基礎があるのかないのかというのを聞いている。私の質問も委員さんの質問もこれと同じである。

事務局)

- ・会長さんのお話のとおり。バランスよく進めたいということである。
- ・道道の話についても、会長さんが話された内容になるが、道路法に基づいて北海道の方で一定の基準を持って道道停車場線を決定しているものである。
- ・停車場線については、道の方と協議は進めているが、今すぐに道道の東滝川の駅から12号バイパスに向かって、それを委員さんが言われている38号線にということだが、今後総体的な交通の中で北海道と協議をしていきたい。
- ・旧畜産試験場の跡地が白地で計画的に位置付けられていないとのご質問があったが、それについては今滝川市と関係者の方々の中で跡地利用の基本構想を作成した。それにより企業の方々にアンケートを取り、どのような活用が

あるのかというのを進めていて、具体的に構想ではあるが具体化する中で社会情勢の変化だとか、そのような計画が明らかになったものは基本的な方向性がコンパクト化にあるものは適時見直しを考えていきたい。

会長)

- ・ 今の件だが、例えば旧畜産試験場の跡地のところがある程度見通しが立つて、こういうふうになるといったときに見直しをするということでよいか。

事務局)

- ・ そういうことである。

委員)

- ・ 本当に計画は素晴らしいが、計画はいくらでも立てられる。端的に言うと人口集積を思い切ってやるのも非常に大事で、人口が集積され、増えていくことは発展の基本だということ、難しい問題ではあるが、例えば工業立地になった場合、農振を外すことも大事。今、急激に外す方向に動くのか、それとも農振がそういう話があってもだめとなれば、その辺の柔軟性は大事なことだと思う。

事務局)

- ・ 現在の都市計画マスターplanの計画の中で、質問では46ページにあるが、流通団地の分譲率が約92%程度。その需要がもう少し進捗するという見通しがあれば、引き続きインターチェンジと流通団地の間については46ページの用地として記載していくというもの。
- ・ 中央工業団地と江部乙との間の12号線沿いの所についても同様に考えているが、中央工業団地は分譲率70%を切っているような状況なので、需要の見通しを立てながら考えていく。さらに、大きな大規模な動きがあれば、それは全体の見通しの中で市の発展のために考えていくことになると考える。

会長)

- ・ 全般的に人口が仮に縮小するのではなく、仮に増えたとすればもっと土地は減るだろう。そのときに土地利用として今の決定されている以外に農地転用するときにスムーズにいくのかが質問の狙いだと思う。
- ・ 例えば、今のでも農振地域、農業地域があるわけだから、農振地域について外してくれと言えば、農業委員会の方では昔であれば本当に1坪でも駄目という時代があった。
- ・ 土地利用は、あくまでもそのまちが利用することであって、その住民が良いと言えば良いことで、それが本来の姿だと思う。ところが、先ほどあいさつで言ったように、都市計画というのは上段に構えて法律で勝手にあなたの土地はこういうふうになりなす、これ以外は使えませんと決めるからややこしくなる。それを緩くするということは難しい問題だと思うが、それなりに、区域内であれば何とかいけるという、そういう感覚でよいのではないと思う。事務局は、私の説明したことについてどう考えるか。

事務局)

- ・ 農業の土地利用については、見直しを図っている最中で、今、聞いていると

ころでは、都市計画の考え方と基本的に同じ考え方で進めている。

- 農地転用をいかに進めるかというのは、農業政策と関連するため、この場では回答できないので申し訳ないが、ご理解いただきたい。

会長)

- 農地転用するしないでなく、要するに今後一切ならないということなのか、そうではなくその都度考えていけるのか、あるいは区域の中であれば今は説明があったように農業の方でもそこはまちに譲るという、そういう暗黙がある。そういうふうになっているから、その区域の中であれば農地転用はスムーズに行くと言うことを説明し、それ以外はなかなか難しいと言えば良い。

委員)

- 今、会長が言ったとおりで、柔軟性の問題である。
- 次の質問だが、外国人の土地所有は増えてきていて、砂川の山はほとんど買われており、滝川では今の登記法では可能なわけである。ずっと考えた場合に色をかけるより、白地の方が良いと逆にその土地の所有者は色をかけられることによって土地売買時の不具合も出ると言っている。
- 計画というのは、非常に大事だが、その農業者の方に特に希望もあると思うが、がんじがらめに縛られている土地の価値はない。そういうところから見れば固定資産としての所有も考えた方が良いし、土地開発というのは、ある程度白地区域として必要ではないかと思う。その点はどうか。

事務局)

- 都市計画側としてはやはり都市計画と農地法という話になるが、上位でいえば農地法の方が上位であり、農地の方の考え方があまず先行される。また、グリーンの色の区域で規制が縛られているという話があったが、それについては農地の農振地域という所で、その両方が農業との調整の中で変更が必要になった場合があれば、当然農業との調整を行いながら、都市計画として先ほどの柔軟に対応できる部分であれば、適時対応していきたいと考えている。

会長)

- 昔、内地の方で発展したところは、言ってみればベルトラインから外れた山奥の方で、発展したまちは何も縛りがなかった。だから、ある程度の混在を許すのであれば、まちづくりとして住民がそれで良いと言うのであれば、とくに縛らないで都市計画区域を設定しないで、農業は農業で、道路は道路で法律を持ってだから、あとは用途地域くらいを設定しておけばそれで良い。しかし、そういう訳にはいかないのが今の制度である。一応、都市計画区域を持った以上はそんなことでご了解をいただきたい。

委員)

- 都市計画審議会というのは、農業委員長さんもいらっしゃるが、こういうことを話す場である。結局、自分で自分の首を絞めるようなやり方をしては駄目でないかと私は一番先に言った。
- 縦割りでなく、上位の法律がそうだと言うが、まちづくりのために柔軟的にやってもらわないとならない。全部外すのではなく、まちづくりに必要なと

ころについては、柔軟にやっていく。特にこのような見直しのときには大事になってくると思う。

会長)

- ・意見として承りたい。

会長)

- ・その他何か意見はないか。なければ「滝川市都市計画マスター プラン」(案)の報告は了としてよいか。よければ報告済みとする。

5 質問第1号

「滝川市都市計画区域(滝川市、新十津川町)の整備開発及び保全の方針」

(原案)について

事務局)

- ・配布資料に基づき「滝川市都市計画区域(滝川市、新十津川町)の整備開発及び保全の方針」(原案)について内容説明を行い、今後の進め方について報告。

会長)

- ・説明が終わった。何か質問、意見はないか。

委員)

- ・この名前だが、「滝川市」と「新十津川町」だが、新十津川町はどういうことをやっているのか。

会長)

- ・昔、新十津川町で都市計画区域を入れて、都市計画施設をやって、公園とか道路とか下水道をやりたいと言うことで手を挙げたが、その当時の都市計画の要件として、人口が1万数千以上、あるいは区域がこうだとか色々な制約があって都市計画として、新十津川だけでできなかつたので、広域的に滝川と一緒にあれば良いと、市町合併とか何にも関係なく区域だけ設定するのであれば良いことになり、土地利用とか街路などについては、それぞれに分けてやることで、下水道などを整備した。そういう経緯があり、今から新十津川単独でやれと言っても要件があるから、今でも引きずってやっている。

委員)

- ・新十津川町との関係はどうなのか。

会長)

- ・関係はない。ただ、どちらかが変更するときには、両方の名前が出てくる。新十津川は全く変更しない、滝川だけ変更すると言っても新十津川・滝川というのは出てくる。

委員)

- ・新十津川を削るわけにはいかないのか。質問の中で新十津川では何も協議しないわけだから。

会長)

- ・本来は変な話だが、新十津川が滝川に意見とか言うのはおかしいのではということで、私は道路の見直しのときに新十津川が滝川の道路に意見を言うこ

とはできないと言った。それぞれのまちづくりの考え方、基本方針などがあるので、そういうことはおそらく北海道の審議会としても認めないと思う。

委 員)

- ・ 新十津川ではこういう協議はしていないのか。

会 長)

- ・ 協議をしている。

事務局)

- ・ 都市計画区域は新十津川と同じという経過については、会長が説明したとおり。新十津川についても、来年の1月頃にこの関係について、審議会を開く予定になっている。

会 長)

- ・ その他何があるか。なければ以上をもって、諮問第1号「滝川都市計画区域（滝川市、新十津川町）の整備、開発及び保全の方針」（原案）について「可」としてよいか。よければ「可」とし答申する。

6 その他

事務局)

- ・ 歌志内都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の都市計画決定について、「都市計画審議会の活性化のための提言」について報告

会 長)

- ・ ただいま、その他の方で報告があったが何があるか。なければ長い時間、貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。

7 閉 会

- ・ 事務局長から以上をもって都市計画審議会を終了する旨宣言。

報告資料

報告第1号 「滝川市都市計画マスタープラン」（案）について

資料1 「滝川市都市計画マスタープラン」の見直しについて

諮問第1号 「滝川都市計画区域（滝川市、新十津川町）の整備、開発及び保全の方針」（原案）について

資料1 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」